

令和2年度事業計画書

1. 基本方針（事業目的）

当法人会は、法人会の理念の下、「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の更なる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めるとともに、法人会活動の活性化のため、会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎ、諸施策に取り組む。

2. 主要な事業計画

- (1) 地域社会、地域企業の活力ある発展への支援活動の推進
- (2) 公益社団法人制度に対応した事業活動の推進
- (3) 納税意識の向上と税知識の普及活動の推進
- (4) e-Tax・eLTAXの普及推進
- (5) 組織の充実・強化（会員増強・退会防止）
- (6) 税制に対する調査研究と要望活動の推進
- (7) 税務を中心とした研修会を本部、地区、部会で開催
- (8) 広報誌の発行・ホームページの更新管理、一般市民に対しての広報活動の推進
- (9) 福利厚生制度の充実
- (10) 財政基盤の強化
- (11) 社会貢献活動の充実
- (12) 地区、委員会、部会活動の充実・強化
- (13) 関係機関との連絡協調

3. 各事業活動

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業（公1）

ア. 税知識の普及を目的とする事業（公1-1）

- a. 新設法人説明会を開催する。（税制委員会）
- b. 決算法人説明会を開催する。（税制委員会）
- c. 税務研修会を開催する。（税制委員会）
- d. 年末調整説明会を開催する。（税制委員会）
- e. 税に関する絵はがきコンクールを実施する。（女性部会）

イ. 税に関する広報活動事業（公1-2）

- a. 広報誌として「けやき」（世田谷法人会会報誌）を定期的に発行し、情報の伝達を図る。世田谷法人会の会員及び一般市民に対しての広報活動を積極的

に推進する。(広報委員会)

- b. ホームページの内容の充実と適時の更新を図り、対外広報活動を推進する。
(広報委員会)
- c. 世田谷税務協議会の構成メンバーとして、一般市民に確定申告早期提出を呼び掛ける。(青年部会・広報委員会)
- d. 以下の地域イベントへ参加し、税知識の普及及び租税教育を行う。
 - ・せたがや環境フェスタ (第1地区)
 - ・太子堂ふれあいまつり (第2地区)
 - ・三茶ラテンフェスティバル (第2地区)
 - ・桜まつり (第2地区・第3地区)
 - ・駒沢ふれあい広場夏祭り (第5地区)
 - ・小泉公園ふれあいフェスタ (第5地区)
 - ・せたがや駅前楽市楽座 (第6地区)
 - ・祖師谷ふるさとフェスティバル (第8地区)
 - ・わんぱく相撲世田谷区大会 (青年部会)
 - ・せたがや産業フェスタ (青年部会)
 - ・法人会版商店街すごろく (青年部会)

ウ. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公1-3)

- a. 第37回法人会全国大会(岩手大会)に参加し、税制・税務に関する提言を行う。(総務委員会・税制委員会)
- b. 令和3年度税制改正に関するアンケートを実施する。(税制委員会)
- c. 世田谷区長及び世田谷区議会議長、地元国会議員へ税制改正、行政改革の推進に関する要望書を提出する。(税制委員会)
- d. 第34回法人会全国青年の集い(島根大会)に参加し、全国で志を同じく活動する法人会との情報交換を行う。(青年部会)
- e. 第15回法人会全国女性フォーラム(愛媛大会)に参加し、全国で志を同じく活動する法人会との情報交換を行う。(女性部会)

(2) 地域企業の健全な発展及び地域社会への貢献を目的とする事業 (公2)

- ア. 経営セミナーを開催する。(地区・委員会・部会)

(3) 会員の交流・福利厚生に資するための事業 (他-1)

- ア. 懇親会・交流会・見学会・連絡会等を開催する。(地区・委員会・部会)
- イ. 祭リンピックに参加する。(第5地区)
- ウ. 世田谷税務協議会の事業(納税表彰式等)に参加する。(総務委員会)
- エ. 世田谷税務署新幹部署員の方々との顔合わせ会を開催する。(総務委員会)
- オ. 親睦旅行を開催する。(厚生委員会)
- カ. ボウリング大会を開催する。(厚生委員会)

キ. 新春講演会・新年の集いを開催する。(厚生委員会)

ク. 同好会を補助する。(厚生委員会)

(4) 公益事業等を補完するための収益を得る事業 (収-1)

ア. 会員各位の健康維持及び増進を図るため、生活習慣病検診(有料)を実施する。

(厚生委員会)

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業 (法-1)

ア. 役員会を開催する。(地区・委員会・部会)

イ. 年次報告会を開催する。(地区・部会)

ウ. 予算検討会を開催する。(財務委員会)

エ. 全法連・東法連主催の研修会・講演会・委員会・理事会等へ参加する。

(総務委員会・税制委員会・厚生委員会・部会)

オ. 通常総会・正副会長会・常任理事会・理事会・監査会を開催する。

(総務委員会)

カ. 9月～11月を会員増強月間として、会員増強運動の実施、並びに拡大キャンペーン表彰を行う。(拡大組織委員会)

キ. フォローアップセミナーを開催する。(拡大組織委員会)

ク. 会員増強のためのヒアリング分析を行う。(拡大組織委員会)

ケ. 広告を掲載する。(広報委員会)

コ. 大型保障制度推進会議を開催する。(厚生委員会)

サ. 法人会活動に長らく功績のある会員に対して表彰を行う。(厚生委員会)

シ. 友誼団体事業へ参加する。(総務委員会・部会)